

羽咋市男女共同参画行動計画

第5次

羽咋市男女が共に輝く まちづくりプラン

(2022年度～2025年度)

令和4年3月
羽 咋 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画の趣旨	2
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 羽咋市の男女共同参画の現状	
(3) 第4次プランの検証と羽咋市の男女共同参画の課題	
2. 計画の基本的な考え方	8
(1) 計画の基本理念	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の期間	
第2章 基本目標と施策の方向	
体系図	10
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進	11
重点課題1 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	
重点課題2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	
重点課題3 地域における男女共同参画の推進	
重点課題4 科学技術分野における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	17
重点課題5 あらゆる暴力の防止と被害者支援	
重点課題6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	
重点課題7 生涯を通じた男女の健康支援	
重点課題8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備	22
重点課題9 教育における男女共同参画の推進	
重点課題10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	
重点課題11 計画の推進に係る体制整備	
数値目標	25
指標	26
資料	
近年の男女共同参画の動き	
羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	
審議経過と羽咋市男女共同参画推進委員会委員名簿	
羽咋市男女共同参画に関する市民意識調査	

● 第 1 章 ●

計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 羽咋市の男女共同参画の現状
- (3) 第4次プランの検証と羽咋市の男女共同参画の課題

2. 計画の基本的な考え方

- (1) 計画の基本理念
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間

1. 計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

羽咋市では、平成 13 年に「羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例」を制定し、翌年に「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」を策定しました。その後、社会情勢の変化や市民意識調査の結果を反映させるために 5 年ごとに計画の見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

国では、平成 11 年に制定された「男女共同参画法」のもと、様々な取組みが進められています。平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）」が制定され、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな局面を迎えました。第 5 次男女共同参画基本計画においては、「すべての女性が輝く令和の社会へ」とさらなる男女共同参画の推進が期待されています。

本市では人口減少、少子高齢化が進行に加え、核家族化の進行や未婚や離婚などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、更には新型コロナウイルス感染症等の影響による社会の変化など社会情勢が激しく変化している現在、「女性が輝く社会」は羽咋市においても目指すべきものでもあり、持続可能な開発目標（SDGs）の一つ「ジェンダー平等実現」の理念と共通する思いがあります。

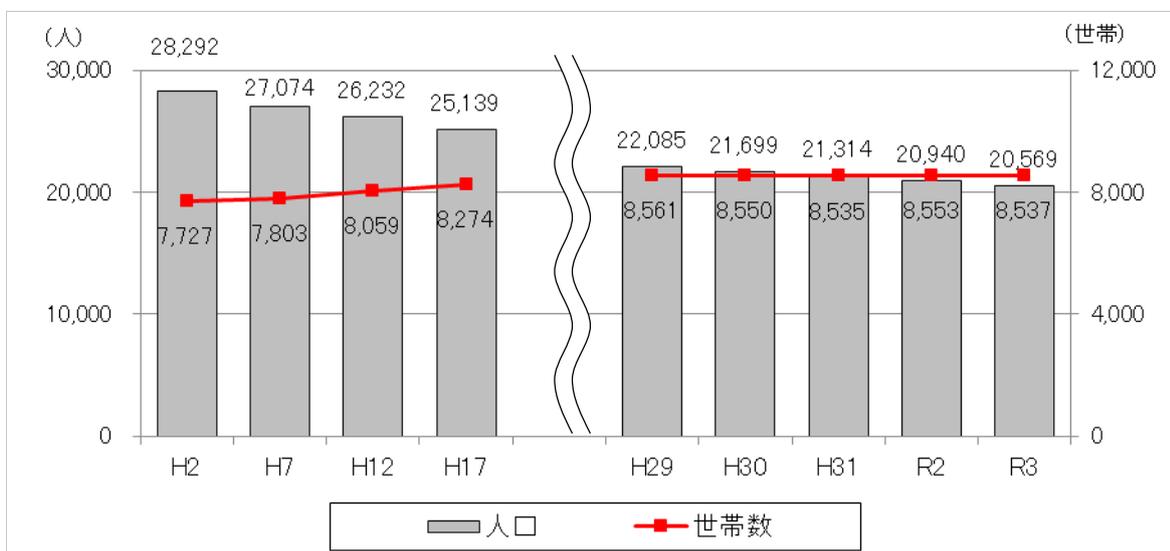
このような国の動きや社会情勢を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて、新たな計画の策定を行うものです。

(2) 羽咋市の男女共同参画の現状

①人口と世帯数の推移

本市の人口は令和 4 年 1 月 1 日現在、20,569 人であり、平成 2 年と比べて約 7,000 人減少しています。一方、世帯数は平成 2 年の 7,727 世帯から令和 3 年には 8,537 世帯と増加しています。

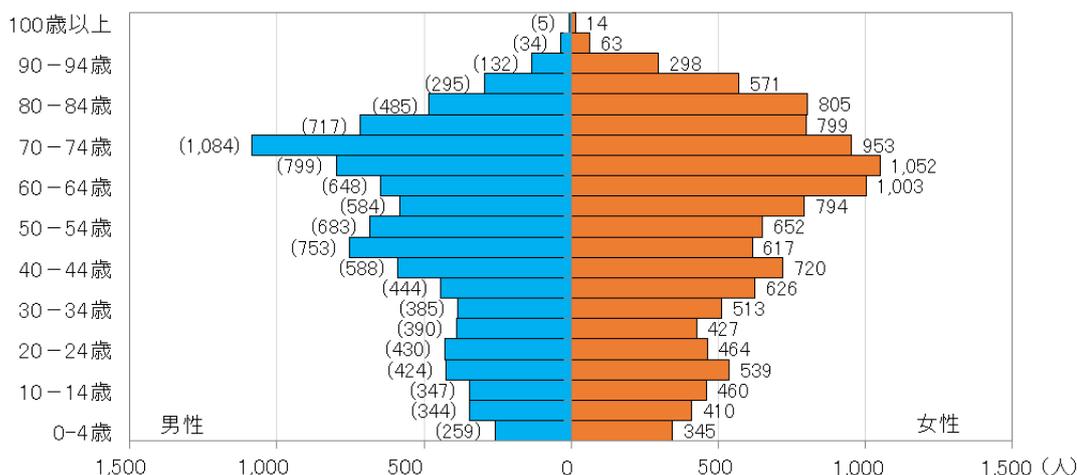
■人口と世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年 12 月 31 日現在）

②男女別年代別の人口構成

男女別年代別の人口構成をみると、男女とも「70～74歳」が多い一方で、「0～4歳」は男女とも少なくなっています。

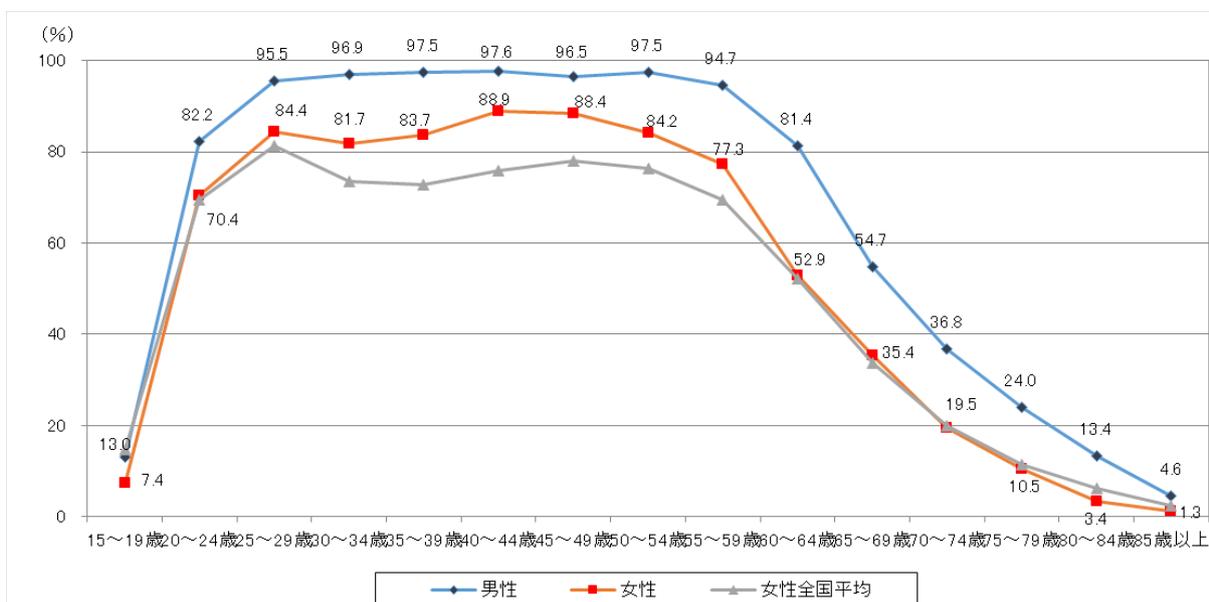


資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）

③ 就業率

女性の就業率をみると、「25～29歳」で84.4%、「30～34歳」で81.7%、「35～39歳」で83.7%、「40～54歳」でも8割強と全国平均より高くなっています。女性の全国平均に見られるように、一般的には、働いている女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職するという、いわゆるM字曲線を描きます。就業率が高いとはいえ、羽咋市においても若干同じ傾向がみられます。

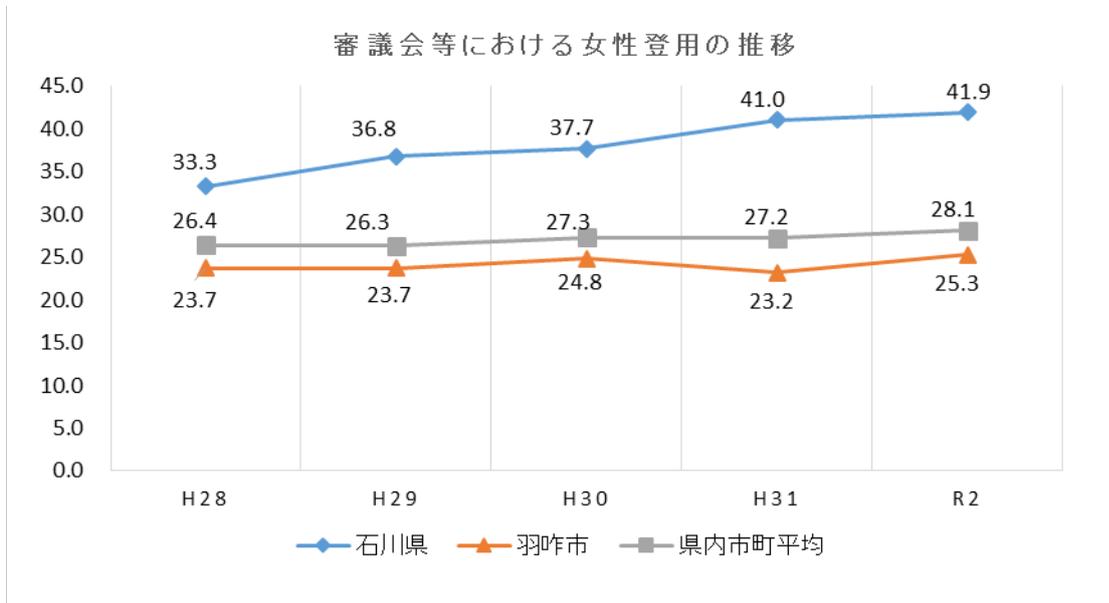
■年代別就業率



資料：国勢調査（平成27年）

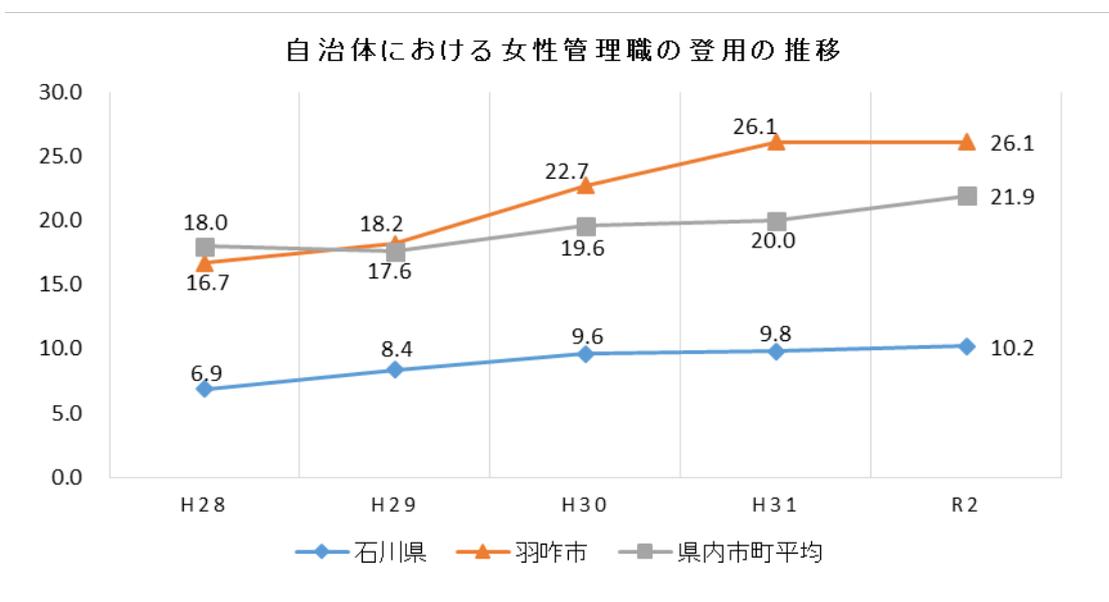
④ 審議会や自治体における女性の登用状況

羽咋市の審議会等における女性委員の割合は、25.3%で、県や県内市町平均よりも低く推移しています。



⑤ 自治体における女性の登用状況

羽咋市の女性管理職の割合は、26.1%で、県や県内市町平均と比較して、高い数値で推移しています。



(3) 第4次プランの検証と羽咋市の男女共同参画の課題

① 第4次プラン達成度の検証

本市では、「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」に基づき、男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進のために、具体的な数値目標を設定しています。数値目標に対する進捗状況を見ることで達成度を検証し、次の計画に反映するものです。

令和2年度までの達成状況は以下のとおりです。

	項 目	策定時 (平成28年度) 実績値	目標値	令和2年度 実績値
1	審議会等における女性委員の登用率	28.2%	40.0%	28.7%
2	行政委員会の女性委員の登用率	13.5%	20.0%	15.4%
3	女性委員のいない審議会等の割合	17.9%	0.0%	9.8%
4	ファミリーサポートセンター提供会員	64人	58人	55人
5	子育てサロン設置数	1か所	1か所	1か所
6	休日保育実施保育所数	5か所	4か所	5か所
7	放課後児童クラブ(学童保育)設置数	4か所	5か所	4か所
8	介護、支援を必要としない高齢者の割合	80.7%	83.0%	81.7%
9	特定健康診査受診率	49.6%	60.0%	47.4%
	女性がん検診受診率			
	子宮がん検診	18.6%	27.0%	22.0%(R1)
	乳がん検診	21.8%	38.0%	24.2%(R1)
10	ふれあいサロン実施町会数	60町会	66町会	66町会
11	家族経営協定締結家族数	17戸	20戸	17戸

② 数値目標について

- 項目1、項目2及び項目3の審議会等における女性の登用、行政委員の女性委員の登用率については、登用率は高くなっているものの目標に達しておらず、継続して啓発を行っていく必要があります。
- 項目4～7、及び項目10については、概ね目標を達成しております。
- 項目8、9については、さらなる啓発が必要です。
- 項目11については、家族経営から法人化に変更する事業者も存在することから、家族の協力という観点からの指標としては見直す必要があります。

③ 羽咋市の課題について

令和2年3月に市民意識調査を行った結果、年を経るごとに、家事・育児等への男性の参加や市民活動・地域活動への女性の参画が進むなど、市民の意識が少しずつ変化してきているのが分かりました。 ※市意識調査の結果は、巻末の資料に記載

しかしながら、市民意識調査の結果、男女の地位の平等感は、「男性が優遇されている」と感じている人が多く、これは、依然として残る固定的な性別役割分担意識、男女の能力や特性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行が原因となっていると考えられます。

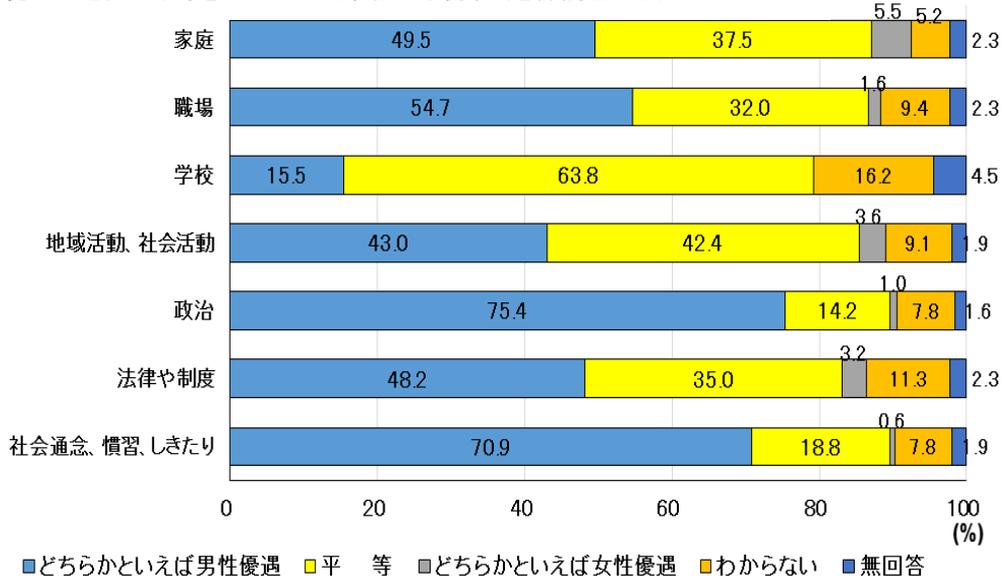
政策・方針決定過程への女性の参画状況については、数値目標を設定し取組を行ってきましたが十分に進んでいません。その原因には、固定的役割分担意識が原因となっていることもありますが、市民意識調査の結果からわかるように、前回調査と比べて意欲のある女性は増えたものの、依然、女性自身において指導的立場に就くことを敬遠する傾向が男性よりも強くみられます。

男性の職場中心のライフスタイルや長時間労働は、女性の仕事と生活の両立を困難にしています。また同時に、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因となっています。男性が置かれている労働環境や働き方を見直していく必要があります。

男女共同参画に関わる法制度の見直しにより、私たちを取り巻く環境は整備されてきています。しかし、男女共同参画の実現には、こうした法制度の見直しだけでなく、私たち一人ひとりの意識を変えることが大きいと思われます。人の意識を変えることは容易ではありません。今後も継続して、粘り強く、さまざまな場で男女共同参画の意識づくりや支援を進めていくことが必要です。

このため、市内では関係各課との連携を更に強化し、同時に市民との協働を最大限に生かして、しっかりとした仕組みによってプランを実行していく必要があります。

男女の地位の平等感について（令和元年度市民意識調査より）



2. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

**** 「羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例」第 3 条 基本理念 ****

- ①一人ひとりがその能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選択できる活力ある社会であること。
- ②男女が、相互の理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる活動の場において平等に責任を分かち合う活力ある社会であること。
- ③あらゆる分野における政策、方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、それとともに、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が活発におこされ、男女が共に参画する活力ある社会であること。
- ④性別による差別や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力がない、すべての人の人権を尊重する活力ある社会であること。

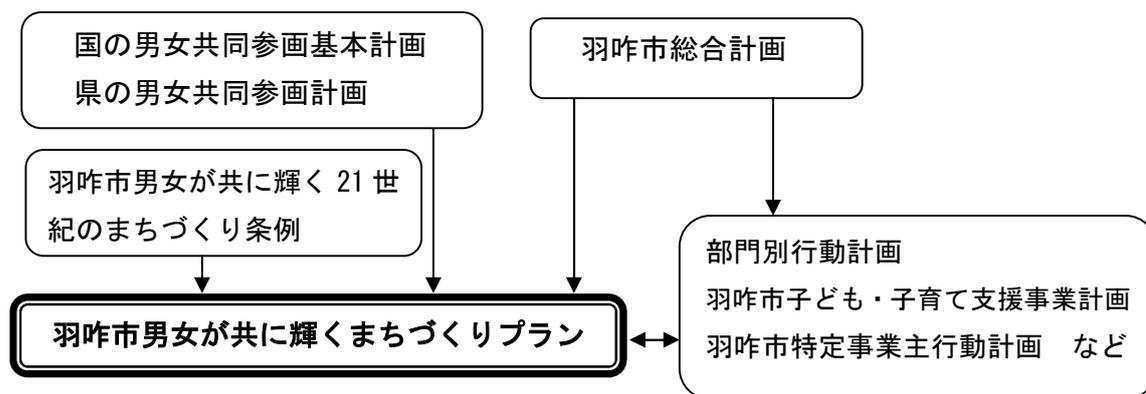
(2) 計画の位置付け

この計画は「羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例」第 8 条に定める男女共同参画社会を実現するための行動計画です。

「羽咋市総合計画」を上位計画とした部門別行動計画の一つであり、男女共同参画の視点から各課の部門別行動計画と密接に連携しています。

男女共同参画社会基本法に基づき、国、県の行動計画を勘案しながら作成しました。

また、第 5 次計画では女性活躍推進法に基づく市計画としても位置付け、職場における女性の活躍促進に取り組みます。



(3) 計画の期間

令和 4 年度（2022 年 4 月）～令和 7 年度（2025 年 3 月）の 4 年間とし、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

● 第2章 ●

基本目標と施策の方向

体系図

基本目標

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進
- 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
- 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制
の整備

数値目標

指標

「男女が共に輝くまちづくりプラン(第5次)」体系図

基本目標 (3)

重点課題 (11)

施策の方向 (24)

I あらゆる分野における女性の活躍推進

1 政策・方針決定過程における女性の活躍推進	(1) 審議会等委員など行政への女性の参画拡大 (2) 企業・団体等における女性の参画の促進 (3) 女性の意見を反映させる機会の拡大
2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会の確保 (5) ワークライフバランスの推進 (6) 多様な生き方、働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備
3 地域における男女共同参画の推進	(7) 男女共同参画による地域活動の推進 (8) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化 (9) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
4 科学技術分野における男女共同参画の推進	(10) 男女共同参画の視点に基づく、次代を担う理工系人材の育成

II 安全・安心な暮らしの実現

5 あらゆる暴力の防止と被害者支援	(11) あらゆる暴力の防止と被害者支援 (12) 児童虐待の防止 (13) 人権を尊重し、多様な生き方を可能にする教育と学習の推進
6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(14) 生活困難を抱える子育て家庭への支援 (15) 誰もが安心して暮らせる環境の整備
7 生涯を通じた男女の健康支援	(16) 生涯を通じた男女健康支援
8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	(17) 男女共同参画の視点を生かした環境保全、防災体制の確立

III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備

9 教育における男女共同参画の推進	(18) 男女共同参画社会に向けた教育の推進 (19) 男性の男女共同参画への理解促進
10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(20) 社会全体で支える子育て支援体制の充実 (21) 社会全体で支える介護支援体制の充実
11 計画の推進に係る体制整備	(22) プランの達成度の把握と評価 (23) 市の推進体制の確立 (24) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

重点課題1 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

行政施策の対象の半分は女性であり、また、施策の影響も同様に受けることから、女性の参画を拡大していくことが重要です。しかしながら、男性の視点で行われてきた政策や方針は、必ずしも女性には当てはまらず、社会に悪影響を及ぼしている場合もあります。

本市では、審議会等における女性委員の割合を令和3年度までに40%以上とする目標を設定し取り組んできましたが、令和2年度では28.7%と目標には達していません。農業委員への女性の登用が進んでいるものの、なお一層の女性の登用を促進する必要があります。

平成30年には、政治分野における男女共同参画推進法が施行されましたが、我が国の国会議員や地方議会議員に占める女性議員の割合は低い状況にあります。

先日、性別に関する役割などを巡る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の有無について、内閣府がインターネットを通じて初めて調査を行った結果において、男性の50～60代で性別役割意識が強い傾向があるとしています。この年代は、現在のところ政治や社会で決定権を持つ多数派です。

このことを踏まえ、今後さらに、県や市町はもとより、企業や各種団体、地域等においても、分野に応じた適切な積極的改善措置（ポジティブアクション）を具体化し、方針の立案・決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。クオータ制などのポジティブアクションは、女性のみへの優遇策ではなく、多様な意見を反映させるための手法の一つです。

また、これまで方針の立案・決定過程への参画が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出し、制度や仕組みに意見を反映させるために、女性自らが意識と能力を高め、主体的に活躍できるよう、チャレンジのための支援を行うことが必要です。女性の職業生活における活躍の推進に関しては、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮するために、経済団体やさまざまな関係機関がネットワークを形成し、女性の活躍に向けた総合的な支援を行っていくことが重要です。

さらに、各地・各面で活躍したいと考えている人材や、活躍している人材に関する情報を収集整理し、関係者へ積極的に提供することが必要です。また、男女が幅広く市政に参加できるように、委員の公募や審議会等の会議の情報提供など開かれたまちづくりを進めていきます。

【施策の方向】

施策(1) 審議会等委員など行政への女性の参画拡大

具体的施策	概要	担当課
審議会等への男女のバランスの適正化	審議会等に占める女性の割合については引き続き40%を目標にし、委員の公募や会議の情報提供等により女性の市政への参画を促進するとともに、女性が男性と共に参画できる場の確保に努めます。	全課

政策形成部門での女性の登用の促進	市は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、意欲と能力のある女性職員の人材育成や、職域拡大並びに管理職登用など政策形成部門への配属に努めます。	総務課
------------------	--	-----

施策(2) 企業・団体等における女性の参画の促進

具体的施策	概要	担当課
企業等への女性の方針決定段階での参画への働きかけ	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等、国が推進する女性の活躍に関する取組の情報提供を行い、方針決定過程への参画が図られるよう啓発を行います。また、各種団体等においても同様に、女性の参画が進むよう働きかけます。	生涯学習課 企画財政課

施策(3) 女性の意見を反映させる機会の拡大

具体的施策	概要	担当課
社会的、政治的問題に関する情報提供	社会的、政治的問題に関する取り組みへの意識啓発や、研修を実施します。	総務課
女性の政治参画に関する情報提供	女性の政治参画に関する情報の収集・提供を行います。	生涯学習課

【用語の解説】

「クオータ制」

割当制ともいう。積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

「ポジティブアクション」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。

また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。

男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。

重点課題2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり

就業は生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働くことによる達成感や自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味があります。

国において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正など法律や制度の整備が着実に進められ、社会全体での女性活躍を推進する動きが拡大しています。

一般労働者における男女の給与の格差は、長期的には縮小傾向にあるものの未だ解消には至っておらず、その要因として男女の役職や勤続年数の差が大きく影響しているものと考えられます。また、女性の雇用者に占めるパート・アルバイト等非正規雇用者の比率は男性よりも高い状況が続いていますが、これらの就業形態は、多様な就業ニーズに応えるというプラス面がある一方、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、男女間の待遇面の格差の一因となっています。

また、制度面での整備が進められている男性の育児休業が進んでいない理由には、職場の体制が整っていないことの他に、子育てしながら働く女性が子育てと仕事の両立をしていく中で昇進や昇給などの機会が難しくなる女性たちをみてきた男性自身が、積極的に取得しないという理由も考えられます。

これらの格差を解消するには、性別を理由とする差別的な取扱いや妊娠・出産等に関するハラスメントなどの根絶、法令や制度を雇用主に定着を促すほか、長時間労働を是とする社会環境を変えていく必要があります。

【施策の方向】

施策(1) 雇用の分野における男女の均等な機会の確保

具体的施策	概要	担当課
労働や雇用に関する法令等の周知	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度が定着するための啓発を行います。	総務課 商工観光課
企業に対する平等な雇用の機会と待遇確保についての働きかけ	国が推進する、職場における性別にとらわれない雇用機会と待遇確保について、事実上生じている男女間の格差の解消、女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進するための啓発を行います。	商工観光課 生涯学習課

施策(2) ワークライフバランスの推進

具体的施策	概要	担当課
企業等に対するワークライフバランスの推進の働きかけ	育児・介護休業について、企業等をはじめ労働者及び一般市民に周知・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減など男性が家庭・地域等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。	総務課 健康福祉課 商工観光課

個人に対するワークライフバランス推進の働きかけ	働き方を見直し、ワークライフバランスについて理解を深められるよう、情報提供等により啓発を図ります。	総務課 農林水産課 商工観光課 生涯学習課
-------------------------	---	--------------------------------

施策(3) 多様な生き方、働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備

具体的施策	概要	担当課
様々な就業形態に対する情報提供と支援	雇用によらない働き方や、再就職、起業を目指す女性に対して情報提供及び支援制度の充実を図ります。	商工観光課 生涯学習課
新たな就業形態に対する環境の整備	多様な生き方に向けた、テレワーク等の新たな就業形態における環境の整備を行います。	総務課 商工観光課 企画財政課
女性の能力発揮のための支援	女性のキャリア形成のための学び直しや個人や女性団体、グループといった女性の人材に関するネットワークづくりを支援します。	商工観光課 企画財政課 生涯学習課

【用語の解説】

「M字カーブ」

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。

「ジェンダー」

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。

一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

重点課題3 地域における男女共同参画の推進

地域は、人々にとって最も身近な暮らしの場です。本格的な人口減少社会が到来した中で、活力ある地域社会を実現するためには、一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成が不可欠です。

本市においても深刻な人口流出や少子高齢化に直面しています。全国的に特に若い女性が大都市圏に転出傾向があります。その背景として、固定的な性別役割分担意識等が根強く存在していることが挙げられます。女性にとって魅力的な地域をつくることは、持続可能な地域社会を発展させることにつながります。

【施策の方向】

施策(1) 男女共同参画による地域活動の推進

具体的施策	概要	担当課
固定的な性別役割分担意識に対する町会等への意識改革の働きかけ	町会や地域公民館、PTA活動などの地域活動において、ある性別や年齢に固定化することがないように、住民主体の活動に、様々な属性の地域の担い手が積極的に参画できるよう働きかけます。	生涯学習課 総務課
男女共同参画の視点に沿った地域活動団体への支援	年齢、性別等の属性を問わず、地域の生活課題の解決のために誰もが主体的に参画できる取組を支援するとともに、NPO活動やボランティア活動など公共的分野を担って活動する団体等の支援を行います。	生涯学習課 市民活動支援センター

施策(2) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化

具体的施策	概要	担当課
地域活動における女性リーダーの育成	地域における女性の活動の活性化と女性リーダーの育成のため、女性団体等のネットワークづくりや活動支援を行います。	生涯学習課 市民活動支援センター

施策(3) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

具体的施策	概要	担当課
自営業者等への労働条件の改善等への働きかけ	農林水産業や自営業を支え、発展させていくうえで、女性は重要な役割を担います。従事する男女の就業条件や生活環境の改善を図るための啓発を行います。	農林水産課 商工観光課

重点課題4 科学技術分野における男女共同参画の推進

科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる持続可能な発展のための基盤です。近年活発になっている IoT やビッグデータ、AI 等の最先端の技術開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要です。

本市には、宇宙科学に関する博物館類似施設が存在し、屋外に宇宙ロケットが展示してある等、子供達が幼少から科学分野に興味を持つきっかけは他の自治体よりも多いと考えます。この環境を生かし、関係機関の協力の下、女子児童・生徒、保護者に対し、理工系分野に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の払拭に取り組む必要があります。

【施策の方向】

施策(1) 男女共同参画の視点に基づく、次代を担う理工系人材の育成

具体的施策	概要	担当課
科学技術分野の教育に関する情報提供の促進	学校や社会教育施設との連携を図り、科学分野に対する興味を持つ機会を増し、進路選択の幅を広げるための情報や体験を提供します。	生涯学習課 学校教育課

【用語の解説】

「固定的な性別役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」「男子は理系・女子は文系」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

令和3年に内閣府男女共同参画局が行った調査結果から、性別による無意識の思い込みはまだ根強いことが明らかになった。

内閣府男女共同参画局の「令和3年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究」については、以下のサイトで見ることができる。

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r03.html

基本目標Ⅱ 安全・安心なまちづくりの実現

重点課題5 あらゆる暴力の防止と被害者支援

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

警察庁「平成28年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、被害者の88.8%が女性で、加害者の84.0%が男性となっています。男性から女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。

また、性別に関わらず、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もあります。

さらに、情報通信技術（ICT）の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力も一層多様化しています。

こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、あらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要があります。

若い世代に対しては、暴力を許さない意識を形成、確立するため、学校と連携して予防啓発を行うとともに、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の推進を図ることが必要です。

【施策の方向】

施策(1) あらゆる暴力の防止と被害者支援

具体的施策	概要	担当課
暴力を容認しない社会への啓発活動の実施	多様な広報媒体を通じて、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を行います。	生涯学習課
市民や企業に対するハラスメントの防止のための啓発	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどは人権侵害であり、防止するための啓発を行います。	総務課 市民窓口課 生涯学習課
被害者への支援体制の充実	被害者支援のための相談窓口の周知及び支援体制の充実を図ります。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課
若年層に向けた性暴力に対する教育の推進	子供、若年層であっても性暴力を認識し、被害にあった場合は被害を認識し、訴えることのできるよう低年齢からの教育と、暴力の根絶に向けた対策を推進します。	学校教育課 生涯学習課 健康福祉課
情報の選択や活用に対する教育の推進	インターネットの情報や SNS など、メディアの情報の正しい選択と活用をするための自己判断能力を育成します。	学校教育課 生涯学習課
暴力の加害者にならないための意識啓発	暴力の加害者にならないように、全ての世代の男女に対し、暴力を未然に防止するための情報提供や、意識啓発を行います。	健康福祉課 生涯学習課

施策(2) 児童虐待の防止

具体的施策	概要	担当課
児童虐待の早期発見と相談体制の充実	幼児・児童虐待を早期に発見するとともに、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課 生涯学習課

施策(3) 人権を尊重し、多様な生き方を可能にする教育と学習の推進

具体的施策	概要	担当課
多様な生き方についての教育の推進	男女共同参画社会の形成に向け、学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習課 市民活動支援センター
人権問題についての相談窓口の充実	人権に関わる相談について、庁内の関係各課及び関係機関と連携協力し、相談支援体制の充実を図ります。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課

【用語の解説】

「SNS」

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人など、ある程度閉ざされた利用者間で、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。

その利便性から、近年ではとても身近なコミュニケーション手段ではあるが、最近ではプライバシー設定の不十分によるアカウントの不正利用や、知り合い同士の空間であるという安心感を利用した詐欺やウイルス配布の被害に遭うなどの事例が発生しているため、注意が必要である。

重点課題6 誰もが安心して暮らせる環境の整備

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい傾向にあります。とりわけ女性の貧困は、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。コロナ禍においてはその傾向が顕著に顕れました。

このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要で、また、貧困等を防止するための取組も重要です。

このため、母子世帯の実情に応じた就職支援など自立のための支援の充実や、ひとり親家庭の母子や父子が安心して暮らすことができるよう生活環境の整備を図る必要があります。

また、経済的な困難を抱える子育て家庭において、経済状況等により子どもの修学機会に差が生じないよう支援を図ることも重要です。

更に、人口減少・少子高齢化が進行する中で、豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女をその他の世代と共に社会を支える重要な一員として捉え、社会参加や充実した生き方ができるよう支援していくことが必要です。

障がいのある人においても、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、その機会の確保及び自立への支援の充実を図る必要があります。

また、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であることを理由とした社会的困難を抱えているひとは、更に複合的な困難を抱えることがあるため、正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

【施策の方向】

施策(1) 生活困難を抱える子育て家庭への支援

具体的施策	概要	担当課
ひとり親に対する支援の実施	ひとり親家庭や、経済困難を抱える子育て家庭等に情報提供や相談を行うとともに、就労の機会を提供するなど自立に向けた支援を行います。	健康福祉課

施策(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	概要	担当課
住み慣れた土地で生活を続けるためのサービスの提供	障がいの有無や、年齢に関わらず住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、きめ細やかなサービス及び機会を提供します。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 地域整備課
配慮が必要な人への地域ぐるみの取組に対する支援	高齢者や障がい者、外国人やひとり親世帯といった様々な困難を抱える人たちが安心して暮らせるような地域づくりを進めます。	健康福祉課 生涯学習課 地域包括ケア推進室 市民活動支援センター
多様性を理解するための教育と具体的支援策の推進	性的少数者への理解を促進するため、情報提供等を行う等の啓発活動、具体的支援策の検討、および職員の対応ガイドラインの作成・職員研修を行います。	生涯学習課 市民窓口課 学校教育課

重点課題7 生涯を通じた男女の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し、思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

女性の心身は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期と、年代によって大きく変化するという特性があることに男女とも留意する必要がある、生涯にわたる包括的な支援が必要です。特に、老年期の健康寿命延伸には、更年期女性への健康支援が有効とされています。

心身の健康は、暴力や貧困などの社会的要因に影響を受ける側面もあり、背景となる社会課題の解決と、的確な保健・医療の提供が必要です。

こうしたことから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点が重要であり、その視点に立って、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

施策(1) 生涯を通じた男女の健康支援

具体的施策	概要	担当課
健康支援体制の充実	健康診断や健康教室、生涯スポーツの奨励など、生涯を通じた男女の健康支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 生涯学習課
女性に対する切れ目のない支援の推進	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図ります。	健康福祉課
年代に応じた健康支援の取組の推進	思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を得るための教育の充実を図るほか、更年期や老年期など年代ごとにおける健康支援の取組を推進します。	学校教育課 健康福祉課

【用語の解説】

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

重点課題8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けます。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからです。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められます。

さらに、地域の各種団体や企業等との連携を通じ、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

施策(1) 男女共同参画の視点を生かした環境保全、防災体制の確立

具体的施策	概要	担当課
防災活動での女性の参画の推進	男女共同参画の視点を生かした地域防災活動に取り組むとともに、防災組織への女性の参画を促進します。	環境安全課
環境に関する女性の参画の推進	環境審議会や環境保全に関する事業に女性の意見を反映させるよう働きかけます。	環境安全課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備

重点課題9 教育における男女共同参画の推進

男女共同参画の趣旨を十分理解するために、教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

依然として社会全体が変わるまでに至っていない要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底にある、長年にわたり形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在します。

このような意識や固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成され、女性と男性のいずれにも存在しています。令和3年度に内閣府が行った調査の一例では、20代～30代の男女の間でも家事分担意識に関わる項目で大きなギャップが生じています。この結果の背景には、社会の指導的地位の大半を締める50代～60代の男性の影響があることは否定できません。調査においても、若者の親世代でもあるこの世代の男性は、性別的役割意識に固執する傾向が強く出ています。

男女共同参画の推進に係る他の全ての取組の基盤として、また、様々な取組の実効性を高める観点から、男女双方の意識を変えていく取組が重要です。

特に、今日存在する女性に関する問題は、男性中心の社会が作り出している側面があります。夫が妻に家事や育児を任せっきりになっていることや、育児と両立できないほどの長時間労働が当たり前になっている男性中心の労働慣行などです。また、男性は、女性ほどライフステージの変化が社会的立場の変化に直結することが少なく、男女共同参画の当事者意識が希薄です。

家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要です。

【施策の方向】

施策(1) 男女共同参画社会に向けた教育の推進

具体的施策	概要	担当課
教育や保育現場における男女共同参画の学習の推進	子どもたちが、性別にとらわれず、自己の個性にあった進路を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。	学校教育課 健康福祉課
家庭での男女共同参画の取組の推進	大人たちが性別による固定的な役割分担意識に気づき、男女共同参画の視点に立った家庭生活、家庭教育、地域学習が行われるよう、各家庭で取り組める内容の事業を実施します。	生涯学習課
分かりやすい広報・啓発の推進	分かりやすい広報を行い、男女共同参画の認識を深め、社会制度や慣行の見直しに向けた啓発を行います。	生涯学習課 秘書課

施策(2) 男性の男女共同参画への理解促進

具体的施策	概要	担当課
既存のライフスタイル見直しへの啓発	既存の男性のライフスタイルの見直しと、男女共同参画の理解に向けた意識啓発を促進します。	健康福祉課 生涯学習課
男性への学習機会の提供	男性の家事・育児介護等の家庭生活や地域への参画を促進するための啓発及び好事例の発掘・情報提供を行います。	健康福祉課 生涯学習課

重点課題 10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければなりません。社会制度や慣行は、明示的に性別による区別を設けていなくても、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。

職業を持つ女性が増えている一方で、家事・育児・介護等は女性が多くを担っています。

市民意識調査では、多くの人が「女性が働き続ける上で障害となっているもの」については、「家事、育児、介護との両立」と答えています。また「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なもの」については、「保育や介護サービスの充実」、「男女とも育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」と多くの人が答えています。仕事と生活の両立を支援するために、就業環境の整備や多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援を一層充実していく必要があります。

性別による差別的取扱いを受けず個人として能力を発揮する機会が確保されること、性別による差別的取扱いによって人権が侵害された場合に適切な救済を得られることが重要です。

【施策の方向】

施策(1) 社会全体で支える子育て支援体制の充実

具体的施策	概要	担当課
子育て支援に関する制度の充実	多様な暮らし方や働き方に対応するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実を図ります。	総務課 健康福祉課 生涯学習課
子育て支援体制の充実	家庭の子育てを支援するため、情報提供や相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	健康福祉課 生涯学習課

施策(2) 社会全体で支える介護支援体制の充実

具体的施策	概要	担当課
介護に関する制度の充実	多様な暮らし方や働き方に対応するため、看護・介護サービスの充実を図ります。	健康福祉課 地域包括推進室
介護者支援体制の充実	介護者を支援するため、情報提供や学習・相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	健康福祉課 地域包括推進室

【用語の解説】

「指導的地位」

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①国会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。

重点課題11 計画の推進に係る体制整備

男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するため、広範かつ多岐にわたる取組を官民が連携して推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保し施策に反映することが重要です。

また、男女別データの利活用の促進や、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげられる人材育成が重要となります。

また、「男女が共に輝くまちづくりプラン」を総合的に推進するためには、羽咋市総合計画を基本とし、各課で策定された行動計画と連携、共同して推進することが必要です。

男女共同参画に関する施策を推進するにあたっては、市の推進体制の充実や適切な進行管理を行うとともに、国、県、他市町との連携を深め、市民や事業者の理解と協力を得て取り組む必要があります。

【施策の方向】

施策(1) プランの達成度の把握と評価

具体的施策	概要	担当課
プランの進行管理	男女共同参画プランに掲げる具体的施策の実施状況及び数値目標等を定期的に確認・評価、公表することによって進行管理を行います。	生涯学習課
意識調査の実施	男女共同参画に関する意識調査を実施し、分析を行い、その結果を男女共同参画施策に反映させます。	生涯学習課
男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画に関する各種資料、情報の収集を行うとともに、調査研究に努めます。	生涯学習課

施策(2) 市の推進体制の確立

具体的施策	概要	担当課
庁内関係機関との連携	男女共同参画を総合的に推進するため、羽咋市総合計画を基本とし、各課で策定された部門別行動計画と連携し、共同して推進します。	生涯学習課 各関係課
日々の業務におけるプランの実践への啓発	男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、職員に「男女が共に輝くまちづくりプラン」の趣旨内容等の周知を図り、日々の業務における意識啓発を図ります。	生涯学習課
他機関との連携	国、県、他市町と相互に情報を共有し、協調・連携して推進します。	関係各課

施策(3) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化

具体的施策	概要	担当課
市民等に対する活動の支援	市民、事業者、各種団体等に対して情報提供等を行い、市民等が主体的に男女共同参画社会の実現を目指すための活動が展開できるよう支援を行います。	生涯学習課
男女共同参画推進委員会との連携の強化	羽咋市男女共同参画推進委員会と連携して、意見・苦情等の情報収集や普及活動を行い、市民と行政によるプランの推進体制を強化します。	生涯学習課

■ 数値目標

体系の番号	項目	令和2年度 目標	令和2年度 実績	R8までの目標	備考
I-1- (1)	審議会等における女性委員の登用率	40% (H31)	28.7%	40%	法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
I-1- (1)	行政委員会の女性委員の登用率	20.0%	13.8%	20%	教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会・ 監査委員・固定資産評価審査委員会
I-1- (1)	女性委員のいない審議会等の割合	0.0%	7.3%	0%	法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
I-1- (1)	管理職にある職員に占める女性割合を以上	—	26%	30%	特定事業主行動計画
Ⅲ-10- (1)	男性職員育児参加休暇の取得割合	—	0%	100%	特定事業主行動計画
Ⅲ-10- (1)	男性職員の育児休業(部分休業を含む)取得率	—	0%	10%	特定事業主行動計画
Ⅲ-10- (1)	職員の年次有給休暇の平均取得日数	—	8.9日	12日	特定事業主行動計画
I-3- (3)	家族経営協定締結農家数	20戸	17戸	20戸	家族経営協定:農業経営を担っている家族が、農業経営や労働報酬、休日、労働時間等就業条件を話し合い、文書で取り決めること。
I-2- (4)	女性起業家数	20人 (H31)	2人	10人 (R6)	総合戦略 R3
Ⅱ-6- (2)	介護、支援を必要としない高齢者の割合	83.0%	81.7%	80%(R7)	いきいきプラン21 第8次高齢者福祉計画・介護保険事業計画
Ⅱ-7- (3)	特定健康診査受診率	60.0%	47.4%	60% (R5)	特定健康診査等実施計画
Ⅱ-7- (3)	女性がん検診受診者数 子宮がん検診 乳がん検診	27.0% 38.0%	22.0% (R1) 768人 24.2% (R1) 776人	845人 (R5) 855人 (R5)	石川県生活習慣病検診等管理指導協議会における課題検討結果報告
Ⅲ-7- (1)	ファミリーサポートセンター提供会員数	58人	48人	60人	ファミリーサポートセンター:子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手伝いをしたい人が会員となり、子育ての相互援助を行う会員組織
Ⅲ-7- (1)	子育てサロン設置数	1か所	1か所	1か所	子育てサロン:子育てをしている方と子ども達が集まって、ふれあいや交流を持つことを目的に開かれた、好きな時に来て、好きな時間遊べる子育て広場
Ⅲ-7- (1)	休日保育実施保育所数	4か所	5か所	4か所	実施保育所:こすもす、邑知、とき、 ゆりかご R2.4月より子育てサロンを活用した休日保育を実施
Ⅲ-7- (1)	放課後児童クラブ設置数	5か所	4か所	5か所	放課後児童クラブ:羽咋、ゆりっこ、 瑞穂、邑知、 小学校数 6

男女共同参画指標

番号	項 目	R1	H26
1	男女にはそれぞれの役割があるので、そのように育てるべきと感じている人の比率 *	14.9%	26.7%
2	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	37.5%	34.8%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性) *	44.1%	44.3%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性) *	32.4%	27.9%
3	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	32.0%	27.4%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性) *	41.9%	32.4%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性) *	24.3%	23.8%
4	地域活動・社会活動で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	42.4%	32.6%
5	法律や制度で男女の地位は平等と感じている人の比率 *	35.0%	25.7%
6	社会通念・慣習・しきたりで男女の地位が平等と感じている人の比率 *	18.8%	12.6%
7	市における役つき女性職員の比率(係長・保育所長以上) ***	29.1%	31.3%
8	女性役員を登用している町会の比率 **	26.4%	30.9%
9	小中学校管理職(校長・教頭)の女性比率 ***	37.5%	25.0%
10	市議会議員の女性比率	7.1%	7.1%
11	夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合 *	14.5%	12.7%
12	女性の能力が正當に評価されていないと思う人の比率 *	35.0%	36.8%
13	出生数(年間)	112人	149人
14	「男は仕事、女は家庭」という考えについて同感しない人の比率 *	53.1%	43.6%
15	子育てに家族や周囲から協力を得られていると感じている人の比率 *	69.4%	79.4%
16	「男女共同参画」について知っている人の比率*	61.8%	60.7%

* 男女共同参画に関する市民意識調査

** 町会アンケート(各年4月調査)

*** 各年4月1日現在